

議案第64号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止する。

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	1581号線	幸手市大字神扇233地先から	
		幸手市大字神扇1578地先まで	
2	1584号線	幸手市大字神扇1604地先から	
		幸手市大字神扇1602地先まで	

令和2年9月1日提出

幸手市長 木村純夫

提案理由

宅道を認定していた路線について廃止をするため、この案を提出するものである。